本号で公布された法令のあらまし

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第二九九号）（総務省）

1　指定船舶等に乗船している船員の不在者投票の特例における船長から船員への情報提供に関する事項

指定船舶等に乗船している船員の不在者投票の特例について、船長は、当該指定船舶等の航海中に、公職選挙法第八六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者（以下「特定枠名簿登載者」という。）の氏名及び当選人となるべき順位を知った場合には、直ちにこれらを船員に対して知らせるよう努めなければならないものとした。（第五九条の六第七項関係）

2　選挙長が行う立候補届出等に係る通知に関する事項

選挙長は、参議院名簿の届出があった場合において、特定枠名簿登載者については、氏名、本籍、住所、生年月日及び職業並びに当選人となるべき順位を直ちに都道府県の選挙管理委員会等に通知しなければならないもの等とした。（第九二条第六項及び第九項関係）

3　参議院名簿登載者の選挙運動に係る規定の整備

特定枠名簿登載者について、参議院名簿登載者としての選挙事務所の設置等は認めないものとされたことに伴い、所要の規定の整備を図るものとした。（第一〇八条第一項等関係）

4　この政令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）の規定（新令第九二条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定を除く。）は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例によるものとした。（附則第二条第一項関係）

5　新令第九二条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員の選挙については、なお従前の例によるものとした。（附則第二条第二項関係）

6　この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第七五号）の施行の日から施行するものとした。

◇沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第三〇〇号）（内閣府本府）

1　附則第五条中「三十一億円」を「三十四億円」に改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（政令第三〇一号）（内閣府本府）

1　都市再生緊急整備地域として新たに福井駅周辺地域及び広島紙屋町・八丁堀地域を定めることとした。（第一条関係）

2　特定都市再生緊急整備地域として新宿駅周辺地域及び横浜都心・臨海地域の区域を拡大することとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年十月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十九号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十五号）の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条第七項、第百四十一条第七項、第百四十二条第十項、第百四十三条第十四項、第百六十四条の二第六項、第二百七十一条の四及び第二百七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の四第一項中「第百七十五条第六項前段」を「第百七十五条第八項前段」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第三項中「場合は」を「場合には」に改める。

第五十九条の六第七項中「参議院名簿登載者の氏名」の下に「（同項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位）」を加え、「これ」を「これら」に改める。

第九十二条第六項第一号中「場合には」を「ときは」に改め、「職業」の下に「並びに当選人となるべき順位」を加え、同条第九項中「第八十六条の二第九項前段」を「第八十六条の二第九項」に改め、「準用する第八十八条の三第七項」と」の下に「、「並びに当選人となるべき順位」とあるのは「（法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名（第八十八条の五第七項において準用する第八十八条の三第七項の規定による認定をしたときは、その認定をした通称を含む。）、本籍、住所、生年月日及び職業並びに当選人となるべき順位）」と」を加える。

第百八条第一項中「が公職の候補者」の下に「（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの及び参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）」を加え、「においては」を「には」に改め、「推薦届出者の氏名及び」の下に「当該推薦届出者が届け出た」を加え、同条第二項中「ついて」の下に「当該推薦届出者が届け出た」を加える。

第百九条の四第一項中「者（以下この条」を「者（次項」に、「自動車（以下この条」を「自動車（次項及び第三項」に改め、同条第二項中「公職の候補者（」を「衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、」に改め、「者に限る」の下に「。以下この条において「特定候補者」という」を、「各号に掲げる」の下に「場合の」を加え、同項第一号中「公職の候補者」を「特定候補者」に改め、同項第二号中「掲げる」の下に「場合の」を加え、「、それぞれに」を「、それぞれ次に」に改め、同号イ中「この号」を「このイ」に、「公職の候補者」